

知 立 市 体 育 施 設 使 用 料

(通常時)

1. 市民体育館使用料

知立市及び衣浦東部広域行政圏内利用者 (単位 円)

| 時間区分 使用区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|----------------|-----|------------|-------------|--------------|------------|
| | | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 17:30~21:30 | 9:00~21:30 |
| 主競技場 (アリーナ) | 全 面 | 5,530 | 7,510 | 9,360 | 20,170 |
| | 半 面 | 2,760 | 3,750 | 4,680 | 10,080 |
| 弓 道 場 | | 1,830 | 2,360 | 3,010 | 6,440 |
| 卓 球 場 (観覧席) | 両 面 | 3,380 | 4,480 | 5,520 | 11,820 |
| | 片 面 | 1,690 | 2,240 | 2,760 | 5,910 |
| 柔 道 場 | | 1,430 | 1,950 | 2,490 | 5,260 |
| 剣 道 場 | | 1,430 | 1,950 | 2,490 | 5,260 |
| 会 議 室 | | 510 | 770 | 1,030 | 2,080 |
| ト レ ー ニ ン グ 場 | | (一人1回) 120 | | (1ヶ月券) 1,300 | |

備 考

- 1 スポーツの目的で利用し、入場またはこれに類する金銭を徴収するときは、当該使用料の2倍とする。
営利宣伝の目的で利用するときは、当該使用料の1.5倍とする。
スポーツ以外の目的で利用するときは、当該使用料の4倍とする。
- 2 衣浦東部広域行政圏(知立市・碧南市・刈谷市・安城市・高浜市)の在住者、在勤者、在学者以外の者が利用するときは、当該使用料の2倍とする。
- 3 主競技場を利用する者が当該利用にかかる準備又は原状回復のために利用するときは、当該使用料の2分の1相当額とする。
- 4 時間外に利用するときは、1時間を単位として本料金に準じた額とする。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。
- 6 主競技場等(観覧席として使用する場合及び会議室を除く。)を個人で利用する場合の使用料は次のとおりとする。

知立市及び衣浦東部広域行政圏内利用者 (単位 円)

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|-------------------|---------------------|-----|
| 大 人 (高 校 生 以 上) | 午前・午後・夜間を 各1回とする | 120 |
| 小 人 (中 学 生 以 下) | | 60 |

2. 市民体育館附属設備等使用料

(単位 円)

| 使 用 区 分 | 単 位 | 金 額 | 使 用 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------------|-----|-----|-------------------|------|-------|
| バスケットボール器具 | 1組 | 250 | 電 光 得 点 表 示 器 | 1式 | 1,300 |
| バレーボール器具 | 1組 | 250 | 舞 台 装 置 | 1式 | 1,300 |
| バドミントン器具 | 1組 | 120 | 放 送 設 備 | 1式 | 1,950 |
| 卓 球 器 具 | 1組 | 120 | シ ャ ワ ー | 1人1回 | 60 |
| 体 操 器 具 | 1組 | 120 | 折 り た た み 椅 子 | 1脚 | 20 |
| 庭 球 器 具 | 1組 | 250 | 机 | 1脚 | 30 |
| ハ ン ド ボ ー ル 器 具 | 1組 | 250 | 空 調 設 備 (柔 道 場) | 1時間 | 300 |
| | | | 空 調 設 備 (剣 道 場) | 1時間 | 300 |

備 考

- 1 机及び椅子は、あらかじめ設置してあるものは除く。
- 2 使用料は、使用区分(午前・午後・夜間を各1回とし、全日は3回)により徴収する。
(シャワー・空調設備を除く)

(令和2年4月1日改正)

3. 昭和グラウンド及び昭和テニスコート使用料

知立市及び衣浦東部広域行政圏内利用者 (単位 円)

| 名 称 | 使 用 料 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------|--|-----|--|
| 昭 和 グ ラ ン ド | 1面 1時間につき | 250 | 衣浦東部広域行政圏(※)の在住者・ 在勤者及び在学者以外の者が利用する 場合 ⇒表に定める額の2倍の額 市内中学生以下の者の大会等 ⇒無料 ※衣浦東部広域行政圏＝ 知立市・碧南市・刈谷市・安城市・高 浜市 |
| 昭 和 テ ニ ス コ ー ト | 1コート (午前7時から午後6時まで) 1時間につき | 200 | |
| | ナイター設備 1コート (午後6時から午後9時まで) 1時間につき | 380 | |

4. 市立学校体育施設使用料

知立市利用者のみ (単位 円)

| 施 設 名 | 区 分 | 金 額 | 備 考 | | |
|---|------------------|----------------------|-----------------------|--------|--------|
| 小 ・ 中 学 校 (体 育 館) (武 道 場) | (午前) 9:00～12:00 | 全面 770 (半面 380) | 武道場は、 知立中・知立南中学校のみ | | |
| | (午後) 13:00～17:00 | 全面1,040 (半面 520) | | | |
| | (夜間) 17:00～21:30 | 全面1,300 (半面 660) | | | |
| | (全日) 9:00～21:30 | 全面3,010 (半面1,500) | | | |
| グ ラ ン ド 夜 間 照 明 設 備 (竜 中 ・ 南 中) | 18:30～21:30 | 最初の1時間 3,410 | | | |
| | | 以降30分毎 1,690 | | | |
| | 1時間 | 1時間30分 | 2時間 | 2時間30分 | 3時間 |
| | 3,410 | 5,100 | 6,790 | 8,480 | 10,170 |